リ・ヌ　（略）
（削る）
ル　（略）
（削る）
ヲ　（略）

十一　法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が福祉用具貸与である場合には、次に掲げる事項

イ　（略）
ロ　当該実施主体の登記事項証明書又は条例等
ハ　（略）
ニ　当該事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
ホ～チ　（略）
（削る）
（削る）
リ　（略）
（削る）

十二　法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が特定福祉用具販売である場合には、次に掲げる事項

イ　（略）
ロ　当該実施主体の登記事項証明書又は条例等
ハ　（略）
ニ　当該事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
ホ～ト　（略）
（削る）
チ　（略）
（削る）

（法第十七条の二十四第四項第四号に掲げる事項に関する記載）

第十六条　認定市町村は、法第十七条の二十四第十項の規定により生涯活躍のまち形成事業計画に同条第四項第四号に掲げる事項を記載しようとする場合には、当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第七十八条の二第四項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができるものとする。

一　法第十七条の二十四第四項第四号ハの地域密着型サービスの種類が定期巡回・随時対応型訪問介護看護である場合には、次に掲げる事項

イ　（略）
ロ　当該実施主体の登記事項証明書又は条例等
ハ　（略）
ニ　事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
ホ～ト　（略）
（削る）
（削る）

ヌ・ル　（略）
ヲ　当該事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項
ワ　（略）
カ　役員の氏名、生年月日及び住所
ヨ　（略）

十一　法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が福祉用具貸与である場合には、次に掲げる事項

イ　（略）
ロ　当該実施主体の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
ハ　（略）
ニ　当該事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
ホ～チ　（略）
リ　当該事業に係る資産の状況
ヌ　当該事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項
ル　（略）
ヲ　役員の氏名、生年月日及び住所

十二　法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が特定福祉用具販売である場合には、次に掲げる事項

イ　（略）
ロ　当該実施主体の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
ハ　（略）
ニ　当該事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
ホ～ト　（略）
チ　当該事業に係る資産の状況
リ　（略）
ヌ　役員の氏名、生年月日及び住所

（法第十七条の二十四第四項第四号に掲げる事項に関する記載）

第十六条　認定市町村は、法第十七条の二十四第十項の規定により生涯活躍のまち形成事業計画に同条第四項第四号に掲げる事項を記載しようとする場合には、当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第七十八条の二第四項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができるものとする。

一　法第十七条の二十四第四項第四号ハの地域密着型サービスの種類が定期巡回・随時対応型訪問介護看護である場合には、次に掲げる事項

イ　（略）
ロ　当該実施主体の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
ハ　（略）
ニ　事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
ホ～ト　（略）
チ　当該事業に係る資産の状況
リ　当該事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事項